



平成 16 年 12 月 22 日

各 位

会社名 太陽毛絲紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 内山 正治
(コード番号 3211)

問合せ先

役職・氏名 取締役管理本部長 持田一夫
電話 048-265-2414

定款の一部変更のお知らせ

本日開催の当社第 80 期定時株主総会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件」に関し、決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

当社は平成 16 年 8 月 2 日をもって、日本証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場における店頭管理銘柄としての登録期間が終了し、同じく日本証券業協会が運営するグリーンシートのフェニックス銘柄として取り扱いが行われることとなりました。それに伴い、株式会社証券保管振替機構の業務規程第 12 条の規定に基づき、平成 16 年 9 月 10 日をもって同機構による当社株式の取扱いが廃止されたことから、当社定款の該当条文につき所要の変更を行うとともに、その他の規定の明確化と条文の整理を併せて行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線箇所変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第5条(発行株式の総数) 本会社の発行する株式の総数は、11,629千株とする。<u>但し</u>、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> | <p>第5条(発行株式の総数) 本会社の発行する株式の総数は、11,629千株とする。<u>ただし</u>、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> |
| <p>第6条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) (条文省略)</p> <p>本会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。<u>但し</u>、株式取扱規則の定めるところについては、この限りでない。</p> | <p>第6条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) (現行どおり)</p> <p>本会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。<u>ただし</u>、株式取扱規則の定めるところについては、この限りでない。</p> |
| <p>第7条(名義書換代理人) 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は</u>、<u>名義書換代理人に取扱</u>わせ、本会社においては取扱わない。</p> | <p>第7条(名義書換代理人) 本会社は、<u>株式につき</u>名義書換代理人を置く。</p> <p>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により<u>選定</u>する。</p> <p>本会社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においては<u>これを</u>取扱わない。</p> |
| <p>第8条(株券の種類) <u>本会社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>第9条(株式取扱規則) <u>本会社の株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務および手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>第8条(株式取扱規則) <u>本会社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第 10 条 (基準日) 本会社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>第 11 条 (招集) (条文省略)</p> <p>第 12 条 (招集者および議長) (条文省略)</p> <p>第 13 条 (決議の方法) (条文省略)</p> <p>第 14 条 (議決権の代理行使) 株主は本会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使できる。但し、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>第 15 条 (議事録) 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長および出席取締役記名捺印の上会社に保存する。</p> <p>第 16 条 (取締役および監査役の員数) 本会社に取締役 10 名以内、監査役 3 名以内を置く。</p> <p>第 17 条 (取締役および監査役の選任) 取締役および監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p> | <p>第 9 条 (基準日) 本会社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。</p> <p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>第 12 条 (現行どおり)</p> <p>第 13 条 (議決権の代理行使) 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。</p> <p>第 14 条 (議事録) 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第 15 条 (取締役および監査役の員数) 本会社の取締役は 10 名以内、監査役は 3 名以内とする。</p> <p>第 16 条 (取締役および監査役の選任) 取締役および監査役の選任は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>第 18 条（取締役の任期） （条文省略）</p> <p>第 19 条（監査役の任期） （条文省略）</p> <p>第 20 条（代表取締役および役付取締役） 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</p> <p>取締役会の決議により本会社に会長・社長・副社長・専務取締役各 1 名および常務取締役若干名を選任することができる。</p> <p>第 21 条（取締役会の招集） （条文省略）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。但し、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第 22 条（取締役会の権限） <u>取締役会は法令または定款に定める事項のほか本会社の業務執行を決定する。</u></p> <p>第 23 条（決議方法） 取締役会の決議は取締役の過半数出席し、出席取締役の過半数をもってこれをなす。</p> <p>第 24 条（議事録） <u>取締役会の議事は、その経過の要領およびその結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して会社に保存する。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> | <p>第 17 条（取締役の任期） （現行どおり）</p> <p>第 18 条（監査役の任期） （現行どおり）</p> <p>第 19 条（代表取締役および役付取締役） （現行どおり）</p> <p>取締役会の決議により、本会社に会長・社長・副社長・専務取締役各 1 名および常務取締役若干名を選任することができる。</p> <p>第 20 条（取締役会の招集） （現行どおり）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より 3 日前に発するものとする。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p>第 21 条（決議の方法） 取締役会の決議は取締役の過半数出席し、出席取締役の過半数で行う。</p> <p>第 22 条（議事録） <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第 23 条（取締役会規則） <u>取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 26 条 (利益配当金) 利益配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>利益配当金は支払開始の日から 3 年を経過したときは、会社は支払の義務を免れる。未払配当金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>— 本定款第 19 条の規定にかかわらず、平成 14 年 9 月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第 19 条の「就任後 4 年内」とあるのを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。本附則は、平成 14 年 9 月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役およびその補欠として選任された監査役全員の任期が満了した時をもってこれを削除する。</p> <p><u>本定款第 7 条第 3 項および第 9 条の規定のうち、株券喪失登録簿に関する部分ならびに第 13 条第 2 項の規定については、平成 15 年 4 月 1 日より効力が発生するものとする。本附則は効力発生日以降これを削除する。</u></p> | <p><u>第 24 条 (取締役および監査役の報酬)</u> <u>取締役および監査役の報酬は、それぞれ区分して株主総会の議決をもってこれを定める。</u></p> <p>第 26 条 (利益配当金) 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>利益配当金は、支払開始の日から 3 年を経過したとき、本会社は支払の義務を免れる。未払配当金には利息をつけない。</p> <p>附則</p> <p>本定款第 18 条の規定にかかわらず、平成 14 年 9 月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、第 18 条の「就任後 4 年内」とあるのを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。本附則は、平成 14 年 9 月期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役およびその補欠として選任された監査役全員の任期が満了した時をもってこれを削除する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

以 上